

○道路使用許可取扱要綱の制定について（通達）

令和3年3月8日

福岡県警察本部内訓第6号

本部長

道路使用許可取扱要綱の制定について（通達）

この度、道路使用許可取扱要綱の制定について（昭和37年福警交二内訓第2号）の全部を下記のとおり改正し、4月1日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、この内訓の施行前に作成したこの内訓による改正前の様式に基づく用紙で現に使用しているものは、それぞれこの内訓による改正後の内訓の相当規定により作成した様式とみなす。

記

第1 総則

1 趣旨

この内訓は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第77条の規定により警察署及び交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）の長（以下「警察署長等」という。）が行う道路使用許可（以下「許可」という。）の取扱いについて、その適正と斉一を図るため必要な事項を定めるものとする。

2 準拠

許可の取扱いについては、法、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）、工事又は作業を行なう場合の道路の管理者と警察署長との協議に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第2号）、福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号。以下「県細則」という。）その他別に定めがあるもののほか、この内訓の定めるところによる。

第2 許可手続

1 申請の受理等

（1） 申請の受理

ア 許可の申請は、許可の対象となる行為が行われる場所を管轄し、又は担当する警察署長等が受理するものとする。

イ 許可の対象となる行為が行われる場所が福岡県内の2以上の警察署の管轄区域にわたる場合又は警察署の管轄区域と高速隊の担当区域にわたる場合は、アの規定にかかわらず、主たる場所を管轄し、又は担当する警察署長等が受理するものとする。この場合に

において、許可の対象となる行為が移動を伴うときは、出発地を管轄し、又は担当する警察署長等が受理するものとする。

ウ 許可の対象となる行為が行われる場所が他の公安委員会の管轄区域にわたる場合は、次により取り扱うものとする。

(ア) 許可の対象となる行為が他の公安委員会の管轄区域から福岡県公安委員会の管轄区域に及ぶ場合は、ア及びイの規定にかかわらず、当該行為が行われる県境を管轄し、又は担当する警察署長等が受理すること。

(イ) 許可の対象となる行為が福岡県公安委員会の管轄区域から他の公安委員会の管轄区域に及ぶ場合は、ア又はイの規定により、許可の申請を受理した警察署長等は、当該行為を行おうとする者に対し、他の公安委員会の管轄に属する警察署長等への許可の申請が必要である旨を教示すること。

(2) 申請に必要な書類等

ア 警察署長等は、申請の受理に当たっては、申請者に道路使用許可申請書（規則別記様式第6。以下「申請書」という。）2通を提出させるものとする。

イ 申請書には、県細則第22条第2項に定める書類を添付させるものとする。

ウ 警察署長等は、申請の受理に当たり、申請書の記載事項に不備がある場合には補正を求めるなど、その内容を十分確認した上で受理するものとする。

(3) 道路使用許可指令原簿による管理

警察署長等は、申請を受理した場合は、道路使用許可指令原簿（様式第1号）に必要事項を記載し、取扱状況を明らかにしておくものとする。

2 審査等

(1) 審査

警察署長等は、申請を受理した場合は、当該申請に係る行為が法第77条第2項各号のいずれかに該当するかどうか、その内容を審査するものとする。

(2) 許可の単位

許可の単位は、道路を使用する一つの行為ごとに取り扱うものとする。ただし、連続又は同時に行われる同種の行為であっても、次に掲げるものについては、一つの行為とみなして処理することができる。

ア 行為の形態が同一であること。

イ 交通に与える影響の程度が少なく、かつ、その程度が同一と認められること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、行為の主体、行為の目的、時間、場所及び方法又は形

態が客観的に一体として捉えられるもので、かつ、一体として捉えて許可しても交通の安全と円滑を確保できるものであること。

(3) 許可の期間

許可の期間は、道路使用の目的、場所又は区間及び方法又は形態並びに交通の実態等を勘案した上で、必要最小限の期間とし、原則として別に定める期間とする。

3 協議

(1) 2以上の警察署の管轄区域又は警察署の管轄区域と高速隊の担当区域にわたる申請を受理した場合の協議

1の(1)のイの規定に係る申請を受理した警察署長等は、関係する警察署長等と協議するものとする。

(2) 他の公安委員会の管轄区域にわたる申請を受理した場合の協議

ア 1の(1)のウの規定に係る申請を受理した警察署長等は、交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）に連絡するものとする。

イ アの規定による連絡を受けた交通規制課長は、関係する県警察と許可に付すべき条件等について協議するものとする。

(3) 道路管理者との協議

ア 許可に係る行為が道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の適用を受けるものであるときは、法第79条の規定により、申請書の写しを道路使用協議書（様式第2号）に添付して速やかに道路管理者に送付して協議するものとする。ただし、当該許可に係る行為について、道路管理者から道路法第32条第5項の規定により協議を行っている場合は、この限りでない。

イ アの本文の場合において、協議する内容が軽易なものについては、電話等により協議することができる。

4 許可証の作成

警察署長等は、2の(1)に規定する審査及び3に規定する協議の結果、許可する場合は、次により道路使用許可証（規則別記様式第6。以下「許可証」という。）を作成するものとする。

(1) 1の(2)の規定により提出を受けた申請書のうち、1通を許可証として使用し、他の1通を控えとして保管すること。

(2) 当該許可に、法第77条第3項の規定により、必要な条件（以下「許可条件」という。）を付する場合は、許可証に当該許可条件を記載すること。この場合において、許可

条件を別紙に記載した場合は、許可証と当該別紙のつづり目に職印で契印すること。

5 許可証の交付

- (1) 警察署長等は、4の規定により作成した許可証を原則として申請者に交付するものとする。ただし、申請者との関係を疎明する資料の提示を受けるなどにより、その者が許可証の交付を受ける者として適切であると認めた場合は、当該者に交付することができる。
- (2) 許可条件を付した場合又は指導事項がある場合は、許可証の交付時にその内容の説明を行うものとする。
- (3) 許可条件を付した場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の不服申立てに関する教示及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の取消訴訟に関する教示を書面で行うものとする。
- (4) (1)の規定により許可証を交付した場合は、道路使用許可証交付簿（様式第3号）に受領者の署名又は押印を求めるものとする。
- (5) 許可証を交付できない場合の取扱いについては、別に定めるところによるものとする。

6 許可証の記載事項変更

- (1) 法第78条第4項に規定する許可証の記載事項の変更の届出は、変更に係る許可証を交付した警察署長等が、当該許可証の交付を受けた者に、道路使用許可証記載事項変更届（規則別記様式第7。以下「記載事項変更届」という。）及び当該許可証を提出させて受理するものとする。
- (2) 警察署長等は、(1)の届出を受理した場合は、変更の内容が許可の同一性が認められるかどうかについて審査するものとする。
- (3) 警察署長等は、(2)の規定による審査の結果、許可の同一性が認められる場合は、提出を受けた許可証の記載事項を変更し、当該許可証の余白に変更年月日を朱書した上、変更箇所職印を押印して交付するものとする。
- (4) 変更に係る期間が2の(3)に規定する別に定める期間を超える場合その他許可の同一性が認められない場合は、新たな許可の申請が必要である旨を教示するものとする。
- (5) 提出を受けた記載事項変更届は、控えとして保管している申請書に添付して保管するとともに、道路使用許可指令原簿に必要な事項を記載し、その経過を明らかにしておくものとする。

7 許可証の再交付

- (1) 法第78条第5項に規定する許可証の再交付の申請は、再交付に係る許可証を交付

した警察署長等が、当該許可証の交付を受けた者に、道路使用許可証再交付申請書（規則別記様式第8。以下「再交付申請書」という。）、申請書及び当該許可証を提出させて受理するものとする。ただし、当該許可証を亡失し、又は滅失した場合は、当該許可証の提出を要しない。

(2) 警察署長等は、(1)の申請を受理した場合は、再交付の申請の理由を確認した上、再交付用の許可証の交付年月日欄に再交付に係る許可証の交付年月日を転記し、再交付用の許可証の余白に「再交付」の文字及び再交付年月日を朱書して交付するものとする。

(3) 4の(2)及び5の(4)の規定は、(2)の規定により許可証を再交付する場合について準用する。

(4) (1)の規定により提出を受けた再交付申請書は、控えとして保管している申請書に添付して保管するとともに、道路使用許可指令原簿に必要な事項を記載し、その経過を明らかにしておくものとする。

8 申請に対する不許可処分

警察署長等は、2の(1)に規定する審査及び3に規定する協議の結果、許可しない場合は、次に掲げる手続により行うものとする。

(1) 被処分者に対して、不許可処分通知書（様式第4号）を交付するとともに、申請書1通及び1の(2)のイの規定により添付させた書類を還付すること。

(2) 申請書及び不許可処分通知書の控えのほか、当該不許可処分のために作成した書類は別に定める簿冊に編集して保管するとともに、道路使用許可指令原簿に必要な事項を記載し、その経過を明らかにしておくこと。

9 許可条件の変更

(1) 警察署長等は、法第77条第4項の規定により、許可条件を変更し、又は新たに許可条件を付する特別の必要が生じた場合は、その理由及び変更し、又は新たに付した許可条件を道路使用許可条件変更通知書（様式第5号）により、許可証の交付を受けた者に通知するものとする。この場合において、当該許可に係る行為が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ、道路使用許可条件変更通知書により、道路管理者に通知するものとする。

(2) 道路使用許可条件変更通知書の控えは、控えとして保管している申請書に添付して保管するものとする。

10 許可の取消し又は効力の停止

警察署長等は、法第77条第5項の規定により、許可の取消し又は効力の停止をしようと

する場合は、次に掲げる手続により行うものとする。

- (1) 法第77条第6項の規定による通知は、弁明通知書（様式第6号）によること。
- (2) 被処分者の弁明については、弁明調書（様式第7号）によりこれを録取すること。
- (3) 許可の取消し又は効力の停止の通知は、道路使用許可取消し等通知書（様式第8号）によること。この場合において、許可証は速やかに返納させること。
- (4) 当該許可の取消し又は効力の停止のために作成した書類は、別に定める簿冊に編集して保管するとともに、道路使用許可指令原簿に必要な事項を記載し、その経過を明らかにしておくものとする。

第3 本部主管課との連携

警察署長等は、大規模工事、路上競技、祭礼行事、イベントその他一般交通に著しく影響を及ぼすおそれがあると認められる許可の申請について、事前相談その他の方法により情報を入手した場合は、速やかに交通規制課長に報告し、事後の対応について連携を図るものとする。

第4 報告

警察署長等は、次に掲げる事項について、交通規制課長に報告するものとする。

1 許可取扱状況

許可の取扱状況については、別に定めるところにより報告するものとする。

2 特異事案

許可に係る行為に起因する人身事故、著しい交通渋滞その他社会的反響が大きい事案の発生を認知した場合は、速やかに報告するものとする。

3 不許可処分等

第2の8又は10に規定する処分を行う場合は、事前に報告するものとする。

第5 関係書類の保存

警察署及び高速隊に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、別に定めるところによるものとする。

第6 細目的事項に関する委任

この内訓に定めるもののほか、道路使用の許可に関し必要な細目的事項は、別に定めるものとする。